

# 要望書

平成25年9月26日

福島県商工会連合会  
会長 轡田 倉治

## 要望項目

### I. ふくしまの早期復興・再生について

- (1) 避難指示区域等全体のグランドデザインについて
- (2) 福島復興再生特別措置法に基づく施策・事業の拡大強化について

### II. 復興・再生に向けた原子力損害賠償に対する支援について

- (1) 避難指示期間の長期化による財物賠償（償却資産）の完全実施について
- (2) 事業再開に必要な新たな投資に対する賠償と指針・基準の見直しについて
- (3) 事故後6年後以降の賠償継続と終期について
- (4) 営業損害賠償金に対する非課税措置等について

### III. 被災地域等事業者の事業再生に伴う支援策の拡充強化について

### IV. 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業予算の確保

### V. 商工会における企業支援機能強化関係予算の確保について

### VI. JR只見線の早期復旧運行について

平素は、福島県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災と依然として収まらない原発事故の影響、さらには、税や社会保障負担の増大など、県内中小・小規模事業者の経営環境の悪化はより一層深刻さを増し、長期にわたる景気低迷の中、これまで経験したことのない厳しいものとなっております。

震災から2年半が過ぎました。首都東京から250キロ離れた福島では、未だ多くの県民が県内外での厳しい避難生活を余儀なくされ、風評被害の影響は一層深刻さを招いており、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けております。

商工会地域においては、過疎化や高齢化が加速し、もはや地域コミュニティの維持すら困難な状況にあり、県内産業に活力を取り戻し、地域コミュニティを再生し、地域を支えることが商工会の役割であります。

また、避難指示区域の見直しにより、計画的な除染や生活インフラの復旧・整備等、住民の帰還、地域の再興に向けた取り組みが始まっております。こうした状況の中、依然として、事業再開に苦慮している事業者が多く、これら事業者が他の地域で業種転換を含めた事業再開が図れるよう早急に効果的な支援策を講じる必要があります。

さらに、原子力損害賠償においては、被害実態に見合った十分な賠償を受けるべきであり、国として最大限の努力を行う責務があります。東京電力の賠償に関わる体制及び姿勢に対し指導を徹底するとともに、財物賠償等においては現場の被害実態を十分に反映するよう原子力損害賠償紛争審査会による「指針」の追加・見直しを早急に行うようお願いいたします。

計画的避難区域から「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の3つに区域が再編され、避難指示期間が長期化している現状にあり、中小企業・小規模事業者の事業再建に対する各般の支援が最重要課題となっております。

ついでには、国が前面に出て被害事業者一人一人の生活や事業の再建、帰還に向けた支援策を確実に実施するよう、次の事項についての特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## I. ふくしまの早期復興・再生について

### (1) 避難指示区域等全体のグランドデザインについて

震災及び原発事故の影響により壊滅的な被害を受けた地域においては、抜本的なまちづくりが必要となっている。

国において、避難指示区域等の実情に応じた、土地権利関係の整理やインフラの整備等を通じて、被災地域のコミュニティの再生を後押しするために必要な施策を早急に講じるよう必要がある。

また、避難等指示区域及びその周辺地域の中小企業・小規模事業者は、今後の生活環境等の復旧見通しが立たないため不安が増大し、帰町、帰村が進まず、事業再開の目途が立たない状況にある。

については、避難地域等全体の希望の持てるグランドデザインを国が前面に立って早期に示すことは、復興の基礎となるものであるので、早急に全体的な復興像を明確に示すよう要望する。

### (2) 福島復興再生特別措置法に基づく施策・事業の拡大強化について

避難等指示区域等の復興・再生、安心に暮らせる生活環境の実現、公共インフラの整備、事業者の帰還促進、新たな産業の創出等、福島復興再生特別措置法に即して作成された各種計画の内容が着実に実施されるよう国が責任をもって取り組むこと。特に地域を支える中小企業・小規模事業者の事業再開に必要な各種事業予算を十分に確保するよう要望する。

## II. 復興・再生に向けた原子力損害賠償に対する支援について

### (1) 避難指示期間の長期化による財物賠償（償却資産）の完全実施について

区域再編により避難指示期間が長期化し、2年半以上も放置された設備、機械類は修繕回復が不可能である。また、避難指示区域ごとに価値の減少率が設けられ、さらに、耐用年数経過後の資産については、取得価額の20%が時価相当額とされた。これでは修繕等に要する費用は到底まかなえず実態に即した賠償ではない。

については、「価値の減少ではなく、価値を失った」という実態を汲み取り、管理不能にさせられた資産に対して再取得価格を全額賠償するよう賠償基準の見直しを要望する。

## (2) 事業再開に必要な新たな投資に対する賠償と指針・基準の見直しについて

財物賠償については、事業者が早期の事業再開を図るためにも極めて重要であり、原発事故前と同等の事業再建が図れるよう、「新たに固定資産を取得した費用（投資費用）の価値分については、新たに被害者の財産となり被害者に損害が生じた訳ではない」という「指針」の考えを見直し、事業再開に必要な新たな投資に関わる賠償に対応するよう要望する。

## (3) 事故後6年後以降の賠償継続と終期について

事業再開の目途が立たない事業者が多いにも関わらず、営業損害に対する賠償期間の終了時期が示されている。「被害者が従来と同じ営業活動を営むことが可能になった日を終期とすることが合理的」とした「指針」上の考えを踏まえ、事故後6年後以降の避難指示解除後の賠償対象期間を明示し適切に賠償することを要望する。

## (4) 営業損害賠償金に対する非課税措置等について

原子力損害賠償は、被害を受けた事業者にとり、被害実態に見合った十分な賠償を受けるべきであり、そのために国は最大限の責務があるが、現在の税法では減収分等に対して支払われる賠償金は課税対象とされ、事業再開を阻み、経営不安を招いている。

については、原子力災害による税の在り方を見直し、避難指示区域等の被災事業者が置かれている現状を斟酌し非課税として扱うことを強く要望する。

## Ⅲ. 被災地域等事業者の事業再生に伴う支援策の拡充強化について

国による避難指示区域が再編され、甚大な被害を受けている地域においては復旧・復興事業が遅れ、地域の復興・再生が前に進まない現状にある。

住民の帰還については、特に、小売・サービス業等の事業再開が不可欠であるが、事業再開を後押しする現行の補助制度等はこれまで避難指示期間が長期化することを想定した制度内容ではない。

については、中小企業・小規模事業者の事業再開などに向けた各般の支援策が切れ目のなく拡充・強化されるよう下記項目について要望する。

- ① 避難指示区域等に限った新たな小規模事業者向け補助制度の創設
- ② 中小企業等復旧・復興支援事業補助金の拡充強化
- ③ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の小規模事業者に対する要件緩和

- ④ 特定地域中小企業特別資金（避難指示区域での事業再開）制度の貸付規模及び融資限度額の拡大
- ⑤ 小規模企業者に特化した、長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設
- ⑥ 事業用土地購入等費用に対するあらたな補助制度の創設
- ⑦ 被災事業者等の従業員等雇用確保のための支援措置について

#### **IV. 原発事故の影響による風評被害払拭等のための事業予算の確保**

東京電力福島第一発電所の汚染水漏洩問題の影響は、福島県内商工業者にとって大きなダメージとなっている。特に、加工食品関連事業者は販路拡大、出荷量の回復に向けた取り組みなど、風評被害払拭に必死に戦っている。

については、取引企業、消費者の不安を払拭するため、正しい情報の発信と安心安全のPR等の支援強化を図り、風評被害払拭のための各種支援施策、事業活動に対する財政支援について要望する。

さらには、風評被害により県外からの教育旅行者等が激減している会津方部の観光産業を支援するためイメージアップ支援事業への取り組み等についての財源措置を要望する。

#### **V. 商工会における企業支援機能強化関係予算の確保について**

中小企業・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、地域を支え、地域に活力を取り戻すため、地域商工業者に密接な相談窓口である商工会に期待される役割は極めて大きい。

また、原発事故に伴う避難指示区域等の商工会においては、事業再開を目指す中小企業・小規模事業者への経営支援や原子力災害損害賠償の支援など、緊急な要請に応え直接企業を支援する体制を強化する必要がある。

については、平成26年度予算編成にあたり商工会関係予算が十分かつ確実に措置されるよう強く要望する。

#### **VI. JR只見線の早期復旧運行について**

地域の基幹路線であるJR只見線は未だに寸断された状態にある。地域住民は生活の交通基盤を失い、物流と事業活動に極めて深刻な影響を及ぼしている。

については、JR只見線の早期復旧対応について要望する。



## 福島県商工会連合会

---

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)  
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413